

令和6年3月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年（ワ）第18031号 特許権侵害に基づく損害賠償請求事件（第1事件）

令和3年（ワ）第23863号 特許権侵害に基づく損害賠償請求事件（第2事件）

口頭弁論終結日 令和6年1月12日

5

判 決

第1事件原告兼第2事件原告

株式会社モビリティ

（以下「原告モビリティ」という。）

10

第1事件原告

モビリティ・エックス株式会社

（以下「原告モビリティ・エックス」という。）

上記2名訴訟代理人弁護士

寒 河 江 孝 允

15

被 告

株式会社ジィ・シィ企画

同訴訟代理人弁護士

大 野 聖 二

木 村 広 行

20

井 深 大

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

25

第1 請求

1 第1事件

(1) 被告は、原告モビリティに対し、５００万円及びこれに対する令和３年８月５日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 被告は、原告モビリティ・エックスに対し、５００万円及びこれに対する令和３年８月５日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

2 第２事件

被告は、原告モビリティに対し、１０００万円及びこれに対する令和３年１０月１日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

第２ 事案の概要

本件は、発明の名称を「携帯電話、Ｒバッジ、受信装置」とする特許第４７８９０９２号の特許（以下「本件特許」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有していた原告モビリティ及び本件特許権の専用実施権者である原告モビリティ・エックスが、被告による別紙被告製品目録記載の各製品（以下「被告各製品」という。）の製造及び譲渡が本件特許権及び本件特許権の専用実施権の侵害に当たり、これにより損害を被ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償として、原告モビリティが、被告に対し、１５００万円並びにうち５００万円に対する第１事件の訴状送達の日翌日である令和３年８月５日から及びうち１０００万円に対する第２事件の訴状送達の日翌日である同年１０月１日から各支払済みまで民法所定の年３パーセントの割合による遅延損害金の支払を、原告モビリティ・エックスが、被告に対し、５００万円及びこれに対する第１事件の訴状送達の日翌日である同年８月５日から支払済みまで前記同様の遅延損害金の支払をそれぞれ求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者（甲１、２、弁論の全趣旨）

ア 原告モビリティは、情報処理に関する研究、開発及びソフトウェア、ハ

ードウェアの開発、制作及び販売等を業とする株式会社であり、令和４年４月１７日まで本件特許権を有していた者である。

イ 原告モビリティ・エックスは、令和４年４月１７日まで本件特許権の専用実施権者であった。

5 ウ 被告は、電気通信事業、コンピュータシステムの企画・開発・設計・販売・使用許諾・実施許諾・運用、情報処理サービス、決済システムに関するハードウェア・ソフトウェアの開発・製造・輸入・販売、インターネット・その他通信ネットワークを利用した商品取引に関する企画、電子決済等代行業、電子マネーその他・前払式支払手段の発行・販売、
10 その他の関連事業を業とする株式会社である。

(2) 本件特許

ア 原告モビリティは、平成１４年４月１７日（優先日平成１３年４月１７日（以下「本件優先日」という。）、優先権主張国日本）を国際出願日とする特許出願（特願２００２－５８４２５１号）の一部を分割して、平成２
15 ０年５月７日、本件特許の特許出願をし、平成２３年７月２９日、本件特許権の設定登録（請求項の数６）を受けた（甲１、２）。

イ 原告モビリティは、平成３０年１２月６日、本件特許の特許請求の範囲及び明細書の訂正を求める訂正審判請求（訂正２０１８－３９０１９５）をし、特許庁は、平成３１年１月２９日付けで訂正を認める旨の審決をし、
20 同審決は確定した（甲１、３、弁論の全趣旨）。

また、原告モビリティは、令和２年３月６日、本件特許の特許請求の範囲及び明細書の訂正を求める訂正審判請求（訂正２０２０－３９００
2 １）をし、特許庁は、同年６月３０日付けで訂正を認める旨の審決をし、同審決は確定した（甲１、４、弁論の全趣旨）。

25 ウ 本件特許の特許請求の範囲

本件特許に係る前記イの各審決による訂正後の特許請求の範囲の請求項

1、3、4及び5の記載は、次のとおりである（以下、同請求項5に係る発明を「本件発明」といい、本件特許に係る前記イの各審決による訂正後の明細書及び図面を併せて「本件明細書」という。また、本件明細書の発明の詳細な説明中の段落番号を【0001】などと記載し、図を「図1」などという。）。

【請求項1】

R F I Dインターフェースを有する携帯電話であって、当該携帯電話のスイッチを押すことで生成されるトリガ信号又はリーダライタから送信されるトリガ信号を、当該携帯電話の所有者が第三者による閲覧や使用を制限し、保護することを希望する被保護情報に対するアクセス要求として受け付ける受付手段と、前記トリガ信号に応答して、R F I Dインターフェースを有するR バッジに対してR バッジを一意に識別できる識別情報を要求する要求信号を送信する送信手段と、前記R バッジより識別情報を受け取って、該受け取った識別情報と当該携帯電話に予め記録してある識別情報との比較を行う比較手段と、前記比較手段による比較結果に応じて前記受付手段で受け付けた前記アクセス要求を許可または禁止するアクセス制御手段とを備え、前記アクセス制御手段は、当該比較手段で前記アクセス要求を許可するという比較結果が得られた場合は、前記アクセス要求が許可されてから所定時間が経過するまでは前記被保護情報へのアクセスを許可することを特徴とする携帯電話。

【請求項3】

請求項1記載の携帯電話であって、アプリケーションプログラムやデバイスドライバをインターネットを経由してダウンロードして新たな機能を追加および／または更新する手段を有することを特徴とする携帯電話。

【請求項4】

前記新たな機能はプリペイドカード、キャッシュカード、デビットカー

ド、クレジットカード、定期券、乗車券、電子マネー、アミューズメント施設のチケット、公共施設のチケットのうち少なくとも1つであることを特徴とする請求項3記載の携帯電話。

【請求項5】

5 請求項4記載の携帯電話との間で送受信するためのRFIDインターフェースを有し、個別情報の発信要求を前記携帯電話に発信する発信手段と、前記携帯電話から受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段とを有し、前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した個別情報であると判断されたときに、前記携帯電話との間
10 で処理を行うことを特徴とする受信装置。

エ 本件特許の特許請求の範囲の請求項1、3及び4に係る発明並びに本件発明を構成要件に分説すると、次のとおりである（以下、分説した構成要件を符号に対応させて、「構成要件A」などという。）。

【請求項1】

15 A RFIDインターフェースを有する携帯電話であって、
 B 当該携帯電話のスイッチを押すことで生成されるトリガ信号又はリーダライタから送信されるトリガ信号を、当該携帯電話の所有者が第三者による閲覧や使用を制限し、保護することを希望する被保護情報に対するアクセス要求として受け付ける受付手段と
20 C 前記トリガ信号に応答して、RFIDインターフェースを有するRバッジに対してRバッジを一意に識別できる識別情報を要求する要求信号を送信する送信手段と、
 D 前記Rバッジより識別情報を受け取って、該受け取った識別情報と当該携帯電話に予め記録してある識別情報との比較を行う比較手段と、
25 E 前記比較手段による比較結果に応じて前記受付手段で受け付けた前記アクセス要求を許可または禁止するアクセス制御手段とを備え、

F 前記アクセス制御手段は、当該比較手段で前記アクセス要求を許可するという比較結果が得られた場合は、前記アクセス要求が許可されてから所定時間が経過するまでは前記被保護情報へのアクセスを許可する

5 G ことを特徴とする携帯電話。

【請求項 3】

H 請求項 1 記載の携帯電話であって、アプリケーションプログラムやデバイスドライバをインターネットを経由してダウンロードして新たな機能を追加および／または更新する手段を有することを特徴とする携
10 帯電話。

【請求項 4】

I 前記新たな機能はプリペイドカード、キャッシュカード、デビットカード、クレジットカード、定期券、乗車券、電子マネー、アミューズメント施設のチケット、公共施設のチケットのうち少なくとも 1 つで
15 あることを特徴とする請求項 3 記載の携帯電話。

【請求項 5】

J 請求項 4 記載の携帯電話との間で送受信するための R F I D インターフェースを有し、

K 個別情報の発信要求を前記携帯電話に発信する発信手段と、

20 L 前記携帯電話から受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段とを有し、

M 前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した個別情報であると判断されたときに、前記携帯電話との間で処理を行う

N ことを特徴とする受信装置。

25 (3) 被告の行為等

ア 被告は、業として、被告各製品を製造及び譲渡している。

イ 被告各製品は、構成要件 J を充足する。

(4) 先行文献

本件優先日前に頒布された刊行物として、次のものがある（乙 7、9、10、12）。

5 ア 特開 2000-20767 号公報（以下「乙 7 文献」という。）

イ 特開平 10-162176 号公報（以下「乙 12 文献」という。）

ウ 特開 2000-222176 号公報（以下「乙 9 文献」という。）

エ Klaus Finkenzeller「RFIDハンドブックー非接
10 触 IC カードの原理と応用」日刊工業新聞社（以下「乙 10 文献」とい
う。）

2 争点

(1) 被告各製品が本件発明の技術的範囲に属するか（争点 1）

ア 構成要件 K の充足性（争点 1-1）

イ 構成要件 L の充足性（争点 1-2）

15 ウ 構成要件 M の充足性（争点 1-3）

エ 構成要件 N の充足性（争点 1-4）

(2) 無効の抗弁の成否（争点 2）

ア 明確性要件違反（争点 2-1）

イ サポート要件違反（争点 2-2）

20 ウ 実施可能要件違反（争点 2-3）

エ 乙 7 文献を主引用例とする新規性又は進歩性欠如（争点 2-4）

オ 乙 12 文献を主引用例とする新規性又は進歩性欠如（争点 2-5）

カ 乙 9 文献を主引用例とする進歩性欠如（争点 2-6）

キ 乙 10 文献を主引用例とする進歩性欠如（争点 2-7）

25 ク ソニー株式会社（以下「ソニー」という。）が Felica カードのユ
ーザーに提供した「Felica カード ユーザーズマニュアル Ver

「r s i o n 2. 0 2」と題する書面（乙 1 6。以下「乙 1 6 文献」という。）又は乙 1 6 文献に記載された発明の公然実施品（以下「乙 1 6 製品」という。）を主引用例とする進歩性欠如（争点 2－8）

(3) 原告らの損害及び損害額（争点 3）

5 第 3 争点に関する当事者の主張

1 争点 1－1（構成要件 K の充足性）について

（原告らの主張）

10 本件明細書には、「携帯端末 1 0 は、図 1 3 に示すように、メモリ 3 0 上のデータ格納部 3 4 に個別情報 3 4 0 を記憶する。ここでは、個別情報 3 4 0 としてカード情報を記憶している例について説明する。」（【 0 0 8 8 】）、「個別情報 3 4 0 には、複数のカード情報（例えば、図 1 3 の A、B、C）を記憶することも可能でその中から利用するカードを選択する機能を備える。」（【 0 0 8 9 】）、「以下、個別情報 3 4 0 をカード情報と置き換えて説明する。」（【 0 0 9 0 】）などと記載されていることに照らすと、「個別情報」が被告のいう「R
15 バッジを一意に識別できる識別情報」に限定されないことは明らかである。

被告各製品は、携帯端末に製造 I D（I D m）を要求するから、「個別情報の発信要求を前記携帯電話に発信する発信手段」を備えており、構成要件 K を充足する。

（被告の主張）

20 (1) 請求項 5 に係る本件発明と請求項 1、3 及び 4 に係る各発明との関係

本件発明に係る「受信装置」は、「請求項 4 記載の携帯電話との間で送受信するための R F I D インターフェースを有し」（構成要件 J）という構成を有するものであり、本件特許の請求項 4 は請求項 3 に従属し、請求項 3 は請求項 1 に従属する。そうすると、請求項 4 に記載の「キャッシュカード、
25 デビットカード、クレジットカード、定期券、乗車券、電子マネー」等の機能を搭載した携帯電話の不正取得者の不正利用を防止するためには、請求項

5

1に係る発明の構成に従って、携帯電話と対をなして使用されるRバッジとの「識別情報」の比較をして、これが一致するとの比較結果が得られた場合にのみ、被保護情報（電子マネー情報など）へのアクセスを許可して決済をさせることが必要であり、本件発明に係る「受信装置」もそれに対応するべきである。

10

例えば、本件明細書には、請求項1に係る発明の実施例として、モバイルSuica搭載のスマートフォンで自動改札を通過する場合、正当なスマートフォン保有者はRバッジを保有しているので、改札の前にスマートフォンをRバッジに近接させて情報のやり取りをさせて両者の「識別番号」（携帯電話やRバッジに一意に割り振られる番号）を比較して、これが、アクセス制御手段により、アクセス要求を許可するといった比較結果が得られた場合にのみ、「被保護情報」である電子マネー情報にアクセスを許可するとしている。請求項1に係る上記の実施例の記載に照らすと、本件発明に係る「受信装置」も同様の効果を有する必要があるといえる。

15

以上によれば、本件発明に係る「受信装置」は、携帯端末に定期券・乗車券・クレジットカード・鍵などの機能を内蔵させ、その機能を受信装置で受け取る場合に、まず、携帯端末の利用者が正当な使用者かをRバッジで確認できるような「受信装置」であるべきと解される。

(2) 「個別情報」の文言解釈

20

前記(1)の解釈を前提として、本件明細書の「携帯端末10は、図13に示すように、メモリ30上のデータ格納部34に個別情報340を記憶する。ここでは、個別情報340としてカード情報を記憶している例について説明する。」(【0088】)、「さらに、個別情報340は、携帯端末10の固体それぞれを識別する識別情報を利用することもできる。」【0097】)等の記載に照らすと、「個別情報」とは、「カード情報」や「識別情報」、すなわち、携帯端末に一意に割り振られる情報やRバッジを一意に識別できる識別情報

25

を含むものであると解される。

(3) 被告各製品の構成及びあてはめについて

被告各製品は、携帯端末とは別にRバッジを設けて、両者間で識別情報のやり取りをする構成、すなわち、「個別情報の発信要求を前記携帯電話に発信する発信手段」を全く備えていない。

(4) 小括

よって、被告各製品は、構成要件Kを充足しない。

2 争点1－2（構成要件Lの充足性）について

（原告らの主張）

被告各製品は、携帯端末に製造ID（IDm）を要求し、これを受信して、製造ID（IDm）の製造者コードで個別情報（被告各製品に店員が設定した、客に伝えられた電子マネー・クレジットカード等）が判断できなければ、その後の処理を継続し、得られた情報が、要求した個別情報かを判断する。

したがって、被告各製品は、「前記携帯電話から受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段とを有し」ているといえ、構成要件Lを充足する。

（被告の主張）

(1) 「判断手段」の意義

前記1（被告の主張）(1)の本件発明に係る「受信装置」の解釈並びに同「受信装置」が構成要件L及びMの構成を備えることが必要であることに照らすと、本件発明の「受信装置」は、個別情報であるか否かの「判断」を行う手段を有するものであると解される。また、当然の前提として、「前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した個別情報であると判断」するためには、「受信装置」が「個別情報」をあらかじめ受信装置内に保有していることが必須である。

そして、前記 1（被告の主張）(2) のとおり、「個別情報」とは、携帯端末に一意に割り振られる情報又は R バッジを一意に識別できる識別情報であると解される。

(2) 被告各製品の構成及びあてはめについて

5 被告各製品は、「個別情報」に該当する携帯端末に一意に割り振られる情報又は R バッジを一意に識別できる識別情報をあらかじめ保有していないため、「前記携帯電話から受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する」ことはできない。

(3) 小括

10 よって、被告各製品は、構成要件 L を充足しない。

3 争点 1－3（構成要件 M の充足性）について

（原告らの主張）

前記 1（原告らの主張）のとおり、被告各製品は、携帯端末から得られた情報が要求した個別情報かを判断し、要求した個別情報であれば処理を継続する
15 から、「前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した個別情報であると判断されたときに、前記携帯電話との間で処理を行う」といえる。

したがって、被告各製品は構成要件 M を充足する。

（被告の主張）

前記 2（被告の主張）のとおり、被告各製品は、構成要件 L の「前記携帯電話から受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する」判断手段を備えていないから、「前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した
20 個別情報であると判断されたときに、前記携帯電話との間で処理を行う」こともできない。

よって、被告各製品は、構成要件 M を充足しない。

25 4 争点 1－4（構成要件 N の充足性）について

（原告らの主張）

被告各製品は、構成要件 J ないし M の特徴を備える「受信装置」であるから、構成要件 N を充足する。

(被告の主張)

5 被告各製品は、構成要件 K ないし M をいずれも充足しないから、構成要件 K ないし M の特徴を備える「受信装置」とはいえない。

よって、被告各製品は、構成要件 N を充足しない。

5 争点 2-1 (明確性要件違反) について

(被告の主張)

10 本件発明に係る特許請求の範囲の記載は、明確性要件 (特許法 36 条 6 項 2 号) に違反し、本件発明に係る本件特許は、特許無効審判により無効とされるべきものと認められ (同法 123 条 1 項 4 号)、特許法 104 条の 3 第 1 項により本件発明に係る本件特許権の行使は認められない。

すなわち、本件発明に係る特許請求の範囲には、「前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した個別情報であると判断されたときに、」と記載され
15 ているところ、「受信した判断情報」の意義について本件明細書には何らの説明もなく、その意義が不明である。

また、「判断情報」自体の意義も不明であることから、「前記判断手段で受信した判断情報…判断されたときに」との記載が、「前記判断手段で受信した」と読むのか、「前記判断手段で判断されたとき」と読むのかを一義的に理解す
20 ることができない。

したがって、本件発明に係る特許請求の範囲の記載は、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるから、明確性要件に違反する。

(原告らの主張)

争う。

25 6 争点 2-2 (サポート要件違反) について

(被告の主張)

(1) 本件発明に係る特許請求の範囲の記載は、サポート要件（特許法 36 条 6 項 1 号）に違反し、本件発明に係る本件特許は、特許無効審判により無効とされるべきものと認められ（同法 123 条 1 項 4 号）、特許法 104 条の 3 第 1 項により本件発明に係る本件特許権の行使は認められない。

5 すなわち、前記 5（被告の主張）のとおり、本件明細書には「受信した判断情報」について一切開示がないから、そもそも、本件発明は発明の詳細な説明に記載された発明ではない。

 また、本件明細書の「本発明は…その目的とするところは、個人情報や金銭的価値のある情報を統合して管理する場合に当該情報の第三者による不正使用を確実に防止するための情報保護システムを提供することにある。」

10 【0009】及び「本発明の他の目的は、かかる情報保護システムを実現するための情報保護方法を提供することにある。」（【0010】）という記載に照らすと、本件発明が解決しようとする課題は、個人情報や金銭的価値のある情報を統合して管理する場合に当該情報の第三者による不正使用を確実に防止する点にあるものと解される。しかし、前記 5（被告の主張）のとおり、本件発明における「受信した判断情報」の意義や、「前記判断手段で受信した判断情報が…判断されたとき」の意義を理解することができないから、

15 当業者は、本件発明により上記課題を解決できると認識することができない。したがって、本件発明に係る特許請求の範囲の記載は、サポート要件に違反する。

20 (2) 仮に、「受信した判断情報」とは、「受信した個別情報」とであると理解でき、「前記判断手段で受信した判断情報が…判断されたとき」とは、「前記判断手段で受信した個別情報が前記要求した個別情報であると判断されたとき」を意味すると理解できるとしても、本件発明に係る特許請求の範囲の記載は、

25 サポート要件に違反する。

 すなわち、本件発明はサブコンビネーション発明であるところ、構成要

件 J の「請求項 4 記載の」は、本件発明の受信装置の構造及び機能を何ら特定していないから、本件発明の要旨は、「請求項 4 記載の」の部分を除外して特定されるべきであり、その結果、本件発明に係る受信装置は、携帯端末に個別情報を要求し、受信した個別情報が要求した個別情報であると判断された場合に前記携帯端末と処理を行うだけのものとなる。そうすると、当業者は、本件発明により「第三者による不正使用を確実に防止する」との課題を解決できると認識することができない。

したがって、本件発明に係る特許請求の範囲の記載は、サポート要件に違反する。

(原告らの主張)

構成要件 J の「請求項 4 記載の」は、本件発明の受信装置の構造及び機能を特定しており、当業者は、本件発明により「第三者による不正使用を確実に防止する」との課題を解決できると認識することができる。

したがって、被告の主張は理由がない。

7 争点 2－3（実施可能要件違反）について

(被告の主張)

本件発明に係る特許請求の範囲の記載は、実施可能要件（特許法 36 条 4 項 1 号）に違反し、本件発明に係る本件特許は、特許無効審判により無効とされるべきものと認められ（同法 123 条 1 項 4 号）、特許法 104 条の 3 第 1 項により本件発明に係る本件特許権の行使は認められない。

すなわち、前記 6（被告の主張）(1)のとおり、本件明細書には「受信した判断情報」について一切開示がなく、その意義が不明であり、これにより、「前記判断手段で受信した判断情報…判断されたとき」の意義も不明となるから、当業者は、本件発明に係る受信装置を作ることができない。

また、前記 6（被告の主張）のとおり、仮に、「受信した判断情報」とは、「受信した個別情報」とであると理解でき、「前記判断手段で受信した判断情報

が…判断されたとき」とは、「前記判断手段で受信した個別情報が前記要求した個別情報であると判断されたとき」を意味すると理解できたとしても、当業者は、本件発明により「第三者による不正使用を確実に防止する」との課題を解決できると認識することができないから、本件発明の課題を解決するためには、少なくとも過度の試行錯誤を必要とする。

したがって、本件明細書の記載は実施可能要件に違反するといえる。

(原告らの主張)

争う。

8 争点 2-4 (乙 7 文献を主引用例とする新規性又は進歩性欠如) について
(被告の主張)

本件発明は、次のとおり、乙 7 文献に記載された発明と同一であるか、同発明に基づき本件優先日前に当業者が容易に発明をすることができたものであって、特許法 29 条 1 項 3 号又は 2 項の規定により特許を受けることができないものである。したがって、本件発明に係る本件特許は、特許無効審判により無効とされるべきものと認められ (同法 123 条 1 項 2 号)、特許法 104 条の 3 第 1 項により本件発明に係る本件特許権の行使は認められない。

(1) 本件発明の要旨認定について

本件発明は、二つ以上の装置を組み合わせる全体装置の発明に対し、それに組み合わされる情報処理装置 (受信装置) の発明であるから、サブコンビネーション発明と解される。

仮に、構成要件 J の「請求項 4 記載の」という事項が、本件発明の特許請求の範囲の請求項中に記載された「他の装置」(携帯電話) に関する事項であり、当該「他の装置」(携帯電話) のみを特定する事項であって、当該請求項に係る発明 (受信装置) の構造、機能等を何ら特定してないとするれば、本件発明については、構成要件 J の「請求項 4 記載の」という事項を除外して発明の要旨を認定すべきである。

(2) 乙 7 文献に記載された発明の認定について

ア 乙 7 文献には次の構成を有する発明（以下「乙 7 発明」という。）が記載されていると認められる（以下、乙 7 発明の構成を「乙 7 j」などという。）。

乙 7 j 携帯電話端末 1 との間で送受信するための無線通信部 3 a を有し、

乙 7 k 駅識別番号及び端末識別番号を要求するパターン波形を前記携帯電話端末 1 に発信する発信手段と、

乙 7 l 前記携帯電話端末 1 から受信した駅識別番号及び端末識別番号が要求した駅識別番号及び端末識別番号であるか否かを検査する識別番号検出部 3 b とを有し、

乙 7 m 前記識別番号検出部 3 b で受信した駅識別番号及び端末識別番号が、前記要求した駅識別番号及び端末識別番号であると判断されたときに、前記携帯電話端末 1 との間で精算した運賃を送信するなどの処理を行う

乙 7 n ことを特徴とする出口機 3

イ 乙 7 文献には、乙 7 発明の他、次の構成を有する発明（以下「乙 7' 発明」という。）も記載されている（以下、乙 7' 発明の構成を「乙 7' j」などという。）。

乙 7' j 携帯電話端末 1 との間で送受信するための無線通信部 3 a を有する

乙 7' n ことを特徴とする出口機 3

(3) 本件発明と乙 7 発明及び乙 7' 発明との対比について

ア 構成要件 J について

乙 7 j 及び乙 7' j の「携帯電話端末 1」は、構成要件 J の「携帯電話」に相当する。

また、本件明細書において、「RFID」は、「非接触自動識別システム」と表現されていること（【0025】）、「RFIDにはさまざまな変調方式や周波数、通信プロトコルを利用したものがあるが、本発明は特定の方式に限定されるものではなく、どのような方式を利用してもよい。」（【0027】）と記載されていることに照らすと、構成要件Jの「RFID」とは、少なくとも非接触自動識別システムを含むものといえる。

他方、乙7文献の記載（【0022】ないし【0025】等）によれば、乙7発明の「出口機3」は、駅識別番号及び端末識別番号などを非接触で自動的に識別するシステムであるから、「RFID」を構成するものであり、「無線通信部3a」は、そのインターフェース（機器や装置が他の機器や装置などと交信し、制御を行う接続部分）であるから、構成要件Jの「RFIDインターフェース」に相当する。

よって、本件発明と乙7発明及び乙7'発明とは、構成要件Jに係る構成を備える点において一致する。

イ 構成要件KないしMについて

本件明細書の記載（【0086】ないし【0099】）によれば、構成要件Kの「個別情報」に特段の限定はないものと解される。

したがって、乙7発明の「駅識別番号及び端末識別番号を要求するパターン波形」（乙7k）、「駅識別番号及び端末識別番号」（乙7kないし乙7m）及び「識別番号検出部3b」（乙7l）は、それぞれ、本件発明の「個別情報の発信要求」（構成要件K）、「個別情報」（判断情報）（構成要件KないしM）及び「判断手段」（構成要件L）に相当することが明らかである。

よって、本件発明と乙7発明とは、構成要件KないしMに係る構成を備える点において一致する。

ウ 構成要件Nについて

乙 7 発明及び乙 7' 発明の「出口機 3」は、構成要件 N の「受信装置」に相当するから、本件発明と乙 7 発明及び乙 7' 発明とは、構成要件 N に係る構成を備える点において一致する。

(4) 一致点及び相違点について

5 本件発明と乙 7 発明及び乙 7' 発明を対比すると、乙 7 発明は、本件発明の各構成を備えるから本件発明と同一であり、乙 7' 発明は、構成要件 J 及び N の構成を備える点において本件発明の構成と一致するが、構成要件 K ないし M の構成を備えない点において本件発明の構成と相違する。

(5) 当業者は相違点に係る本件発明の構成を容易に想到できることについて

10 ア 乙 7 発明

 仮に、乙 7 発明と本件発明との間に何らかの相違点があるとしても、当業者が適宜設計することができる程度のものであって、本件発明は、乙 7 発明に基づいて容易に発明することができたものであるから、進歩性が欠如している。

15 イ 乙 7' 発明

 当業者は、乙 7' 発明に、乙 9 文献に記載された技術（以下「乙 9 技術」という。）を組み合わせることによって、本件発明を容易に発明することができる（以下、乙 9 技術の構成を「乙 9'' j」などという。）。

(7) 乙 9 文献の記載

20 乙 9 文献には、次の乙 9 技術が記載されている。

 乙 9'' j 通信対象との間で送受信するためのアンテナ 4 0 1 及び送受信回路 4 0 2 を有し、

 乙 9'' k 乱数 A を要求する乱数 a を前記通信対象に発信する発信手段と、

25 乙 9'' l 前記通信対象から受信した乱数 A が要求した乱数 A であるか否かを判断する判断手段とを有し、

乙 9" m 前記判断手段で受信した乱数 A が、前記要求した乱数 A であると判断されたときに、前記通信対象との間で乱数 B を返信するなどの処理を行う

乙 9" n ことを特徴とするリーダ／ライタ 4 0 0

5

乙 9 技術のリーダ／ライタ 4 0 0 は、所定のレスポンス信号や乱数を非接触で自動的に識別するシステムであるから、本件発明の「R F I D」を構成するものであり、乙 9" j の「アンテナ 4 0 1 及び送受信回路 4 0 2」はそのインターフェースであるといえる。

10

そうすると、乙 9 技術の「アンテナ 4 0 1 及び送受信回路 4 0 2」、「乱数 A を要求する乱数 a」、「乱数 A」及び「リーダ／ライタ 4 0 0」は、それぞれ、本件発明の「R F I D インターフェース」、「個別情報の発信要求」、「個別情報」（判断情報）及び「受信装置」に相当することが明らかであり、本件発明と、少なくとも構成要件 K、L 及び M の構成の点で一致している。

15

(イ) 容易想到性

乙 7 文献に触れた当業者は、周知技術であるセキュリティの観点からの乙 9 技術に開示された相互認証処理の導入を当然に動機付けられるから、乙 7' 発明に、同発明と同一技術分野にある乙 9 技術を適用し、本件発明を容易に発明することができる。

20

(6) 小括

25

よって、本件発明の構成は乙 7 発明の構成と同一であって、本件発明は新規性を欠いている。仮に、本件発明と乙 7 発明との間に相違点が認められるとしても、その相違点は設計事項にすぎないから、当業者にとって、乙 7 発明に基づいて本件発明を発明することは容易であり、また、当業者にとって乙 7' 発明に乙 9 技術を組み合わせることにより本件発明を発明することは容易であるから、本件発明は進歩性を欠いている。

(原告らの主張)

(1) 「請求項 4 記載の」との文言について

5 被告は、本件発明はサブコンビネーション発明であるとして、構成要件 J の「請求項 4 記載の」との文言は、本件発明の受信装置の構造及び機能を何ら特定していないと主張するが、「請求項 4 記載の」との文言は、本件発明の受信装置の構造及び機能を特定している。

したがって、請求項 4 による特定を度外視した被告の無効主張に理由はない。

(2) 「RFID インターフェース」について

10 本件発明は、「RFID インターフェースを利用した情報保護技術に関する」(【0001】)ものである。

本件明細書において、「RFID」とは、「Radio Frequency Identification」の略称であって、無線通信に含まれると定義されているから(【0025】)、「RFID」は、無線通信の範疇の中の特定の一部であることが明示されているといえ、単なる「無線通信」とは異なるものである。

他方で、乙 7 文献の「無線通信部」は、構成要件 J の「RFID インターフェース」に関する技術内容に関して何ら開示も示唆もしていない。

したがって、乙 7 発明及び乙 7' 発明は、「RFID インターフェース」
20 の構成を有していない。

(3) 「個別情報」について

本件明細書の「…個別情報 340 としてカード情報を記憶している例について説明する。」(【0088】)、「個別情報 340 には、複数のカード情報…を記憶することも可能で…」(【0089】)及び「個別情報 340 をカード
25 情報と置き換えて説明する。」(【0090】)との記載に照らすと、構成要件 K、L 及び M の「個別情報」とは、具体的には「カード情報」とあるといえ

る。これに対し、乙 7 発明の「駅識別番号及び端末識別番号」すなわち「入口機を通過するたびに書換えられる駅識別番号」及び「端末識別番号」は、カード情報ではないから、構成要件 K、L 及び M の「個別情報」に該当しない。

5 (4) 「判断手段」について

構成要件 L の「受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段」は、要求した特定のデータと他のデータを比較して一致しているかどうかを判断する手段である必要がある。

10 しかし、乙 7 発明において、「出口機 3」の「識別番号検出部 3 b」は、単に、「駅識別番号及び端末識別番号」を検出しているだけであり、受信した「駅識別番号及び端末識別番号」が要求した「駅識別番号及び端末識別番号」であるか否かを比較して一致しているかを判断してはいない。

したがって、乙 7 発明の「識別番号検出部 3 b」は、「判断手段」（構成要件 L）に該当しない。

15 (5) 乙 7' 発明と乙 9 技術との組合せについて

乙 9 技術は、乱数発生に関する発明であり、乙 7' 発明と技術分野が異なる。

また、乙 7' 発明及び乙 9 技術には、本件発明の「個別情報」に相当するものも存在しない。

20 したがって、乙 7' 発明に乙 9 技術を組み合わせても、本件発明と同一の構成にはならず、また、技術分野が異なるから組合せの動機付けもない。

(6) 小括

以上によれば、本件発明には新規性又は進歩性が欠如しているとの被告の主張に理由はない。

25 9 争点 2－5（乙 1 2 文献を主引用例とする新規性又は進歩性欠如）について（被告の主張）

本件発明は、次のとおり、乙１２文献に記載された発明と同一であるか、同発明に基づき、本件優先日前に当業者が容易に発明をすることができたものであって、特許法２９条１項３号又は２項の規定により特許を受けることができないものである。したがって、本件発明に係る本件特許は、特許無効審判により無効とされるべきものと認められ（同法１２３条１項２号）、特許法１０４条の３第１項により本件発明に係る本件特許権の行使は認められない。

(1) 乙１２文献に記載された発明の認定について

ア 乙１２文献には次の構成を有する発明（以下「乙１２発明」という。）が記載されていると認められる（以下、乙１２発明の構成を「乙１２ｊ」などという。）。

乙１２ｊ 携帯通信端末１１との間で送受信するための無線送受信部
１３２を有し、

乙１２ｋ 正当性のあるチケットデータの発信要求を前記携帯通信端末
１１に発信する発信手段と、

乙１２ｌ 前記携帯通信端末１１から受信したチケットデータが正当性
のあるチケットデータであるか否かを判断する判断手段とを
有し、

乙１２ｍ 前記判断手段で受信したチケットデータが、正当性のあるチ
ケットデータであると判断されたときに、前記携帯通信端末
１１との間で「確認済みチケットデータ」を送信するなどの
処理を行う

乙１２ｎ ことを特徴とする自動改札機１３

イ 乙１２文献には、次の構成を有する発明（以下「乙１２′ 発明」とい
う。）も記載されている（以下、乙１２′ 発明の構成を「乙１２′ ｊ」な
どという。）。

乙１２′ ｊ 携帯通信端末１１との間で送受信するための無線送受信部

1 3 2を有する

乙 1 2' n ことを特徴とする自動改札機 1 3

(2) 本件発明と乙 1 2 発明及び乙 1 2' 発明との対比について

ア 構成要件 J について

5 乙 1 2 j 及び乙 1 2' j の「携帯通信端末 1 1」は、電話番号にダイヤルインすることで通話料金等が課金されるものであるから、構成要件 J の「携帯電話」に相当する。

また、前記 8（被告の主張）(3) ア記載のとおり、構成要件 J の「R F I D」とは、少なくとも非接触自動識別システムを含むものといえる。そして、「自動改札機 1 3」（乙 1 2 n 及び乙 1 2' n）は、チケットデータを非接触で自動的に識別するシステムであるから、「R F I D」に相当するものであり、「無線送受信部 1 3 2」（乙 1 2 j 及び乙 1 2' j）は、そのインターフェースであるから、構成要件 J の「R F I Dインターフェース」に相当する。

15 イ 構成要件 K ないし M について

前記 8（被告の主張）(3) イ記載のとおり、構成要件 K の「個別情報」の内容に特段の限定はないものと解される。したがって、乙 1 2 発明の「チケットデータ」（乙 1 2 k ないし乙 1 2 m）及び「正当性のあるチケットデータ」（乙 1 2 1）は、それぞれ、本件発明の「個別情報」（判断情報）（構成要件 K ないし M）及び「要求した個別情報」（構成要件 L）に相当し、「前記携帯通信端末 1 1 から受信したチケットデータが正当性のあるチケットデータであるか否かを判断する判断手段」（乙 1 2 1）は、「判断手段」（構成要件 L）に相当する。

ウ 構成要件 N について

25 乙 1 2 発明及び乙 1 2' 発明の「自動改札機 1 3」（乙 1 2 n 及び乙 1 2' n）は、構成要件 N の「受信装置」に相当する。

(3) 一致点及び相違点について

本件発明と乙１２発明及び乙１２' 発明を対比すると、乙１２発明は、
本件発明の各構成を備えるから本件発明と同一であり、乙１２' 発明は、
構成要件Ｊ及びＮの構成を備える点において本件発明の構成と一致するが、
5 構成要件ＫないしＭの構成を備えない点において本件発明の構成と相違する。

(4) 当業者は相違点に係る本件発明の構成を容易に想到できることについて

ア 乙１２発明

10 仮に、乙１２発明が、単にチケットデータを要求するものであって、正当性のあるチケットデータを要求するものではないために、乙１２発明の「正当性のあるチケットデータ」が本件発明の「要求した個別情報」に相当せず、乙１２発明の「チケットデータ」が本件発明の「要求した個別情報」に相当する結果、本件発明が「要求した個別情報であるか否かを判断
15 する判断手段とを有し」、「…前記要求した個別情報であると判断されたときに、前記携帯電話との間で処理を行う」ものであるのに対して、乙１２発明は、「正当性のあるチケットデータであるか否かを判断する判断手段とを有し」、「…正当性のあるチケットデータであると判断されたときに、前記携帯通信端末１１との間で…処理を行う」点で、両者が形式的に相違
20 するとしても、これは実質的な相違点ではないか、当業者が適宜設計する事項にすぎない。

すなわち、乙１２発明では、「正当性のあるチケットデータであるか否かを判断」するのであるから、かかる判断において携帯通信端末１１から受信したものがチケットデータであるか否かの判断も行われているといえる。
25 したがって、乙１２発明において、自動改札機１３が、単に「チケットデータ」を要求するにすぎないとしても、携帯通信端末１１から受信し

たものが「チケットデータ」であるか否かを判断しているといえるし、そのように解することができないとしても、「正当性のあるチケットデータであるか否かを判断」する前提として、そもそも、「チケットデータであるか否かを判断する」構成を採用することは、当業者が適宜設計する事項にすぎない。

イ 乙 1 2' 発明

乙 1 2' 発明と本件発明は、構成要件KないしMの点で相違するが、当業者は、乙 1 2' 発明に、乙 9 技術を組み合わせることによって、本件発明を容易に発明することができる。

すなわち、乙 1 2 文献に触れた当業者は、周知技術であるセキュリティの観点からの認証処理の導入を当然に動機付けられ、基本的構成が同一であり、同一技術分野にある乙 9 技術を適用し、本件発明を容易に発明することができる。

(5) 小括

よって、本件発明の構成は乙 1 2 発明の構成と同一であって、本件発明は新規性を欠いている。仮に、本件発明と乙 1 2 発明との間に相違点が認められるとしても、実質的な相違点とはならないか、設計事項にすぎないから、当業者にとって、乙 1 2 発明から本件発明を発明することは容易であり、また、当業者にとって、乙 1 2' 発明に乙 9 技術を組み合わせることにより本件発明を発明することは容易であるから、本件発明は進歩性を欠いている。

(原告らの主張)

(1) 「請求項 4 記載の」との文言について

前記 8 (原告らの主張) (1) のとおり、「請求項 4 記載の」との文言は、本件発明の受信装置の構造及び機能を特定している。

したがって、請求項 4 による特定を度外視した被告の無効主張に理由はない。

(2) 「RFIDインターフェース」について

前記8（原告らの主張）(2)のとおり、「RFID」は、無線通信の中の特定の一部であることが明示されているといえ、単なる「無線通信」とは異なるものである。

5 乙12発明及び乙12'発明の携帯通信端末11と自動改札機13は、携帯電話と基地局との間の当時における一般的な通信方式に使用する電波の強度を変えて（弱い電波）で行っているにすぎず、その通信は、携帯電話と基地局との間の当時における一般的な通信方式であって、単なる「無線通信」といえるから、構成要件Jの「RFIDインターフェース」の構成を有して
10 いない。

(3) 「判断手段」について

前記8（原告らの主張）(4)のとおり、構成要件Lの「受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段」は、要求した特定のデータと他のデータを比較して一致しているかどうかを判断する手段である
15 必要があるから、特定の利用者の1つのチケットデータの発信を要求し、受信したチケットデータが要求した特定の1つのチケットデータであるか否かを判断するものである。

しかし、乙12発明は、特定の利用者の特定の1つのチケットデータの発信を要求するものではなく、単にチケットであることを示すチケットデータの送信を要求するものである。
20

また、乙12文献には、受信したチケットデータが要求した特定の1つのチケットデータであるか否かを判断する判断手段については、何ら開示も示唆もしていない。

よって、乙12発明は、構成要件Lの「受信した個別情報が要求した個別
25 情報であるか否かを判断する判断手段」の構成を備えていない。

(4) 乙12'発明と乙9技術との組合せについて

前記 8（原告らの主張）(5)のとおり、乙 9 技術は、乱数発生に関する発明であり、乙 1 2' 発明と技術分野が異なる。また、乙 1 2' 発明及び乙 9 技術には、本件発明の「個別情報」に相当するものもない。

したがって、乙 1 2' 発明に乙 9 技術を組み合わせても、本件発明と同一の構成にはならず、また、技術分野が異なるから組合せの動機付けもない。

(5) 小括

以上によれば、本件発明には新規性又は進歩性が欠如しているとの被告の主張に理由はない。

10 1 0 争点 2－6（乙 9 文献を主引用例とする進歩性欠如）について

（被告の主張）

本件発明は、次のとおり、乙 9 文献に記載された発明に基づき、本件優先日前に当業者が容易に発明をすることができたものであって、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができないものである。したがって、本件発明に係る本件特許は、特許無効審判により無効とされるべきものと認められ（同法 1 2 3 条 1 項 2 号）、特許法 1 0 4 条の 3 第 1 項により本件発明に係る本件特許権の行使は認められない。

(1) 乙 9 文献に記載された発明の認定について

ア 乙 9 文献には次の構成を有する発明（以下「乙 9 発明」という。）が記載されていると認められる（以下、乙 9 発明の構成を「乙 9 j」などという。）。

乙 9 j 非接触 I C カード 1 0 0 との間で送受信するためのアンテナ 4 0 1 及び送受信回路 4 0 2 を有し、

乙 9 k 所定のレスポンス信号を要求するポーリング信号を前記非接触 I C カード 1 0 0 に発信する発信手段と、

乙 9 l 前記非接触 I C カード 1 0 0 から受信した所定のレスポンス

信号が要求した所定のレスポンス信号であるか否かを判断する
判断手段とを有し、

乙 9 m 前記判断手段で受信した所定のレスポンス信号が、前記要求
した所定のレスポンス信号であると判断されたときに、前記非
5 接触 I C カード 1 0 0 との間で相互認証の処理を行う

乙 9 n ことを特徴とするリーダ／ライタ 4 0 0

イ 乙 9 文献には、次の構成を有する発明（以下「乙 9' 発明」という。）
も記載されている（以下、乙 9' 発明の構成を「乙 9' j」などという。）。

乙 9' j 非接触 I C カード 1 0 0 との間で送受信するためのアンテナ
10 4 0 1 及び送受信回路 4 0 2 を有し、

乙 9' k 乱数 A を要求する乱数 a を前記非接触 I C カード 1 0 0 に発
信する発信手段と、

乙 9' l 前記非接触 I C カード 1 0 0 から受信した乱数 A が要求した
乱数 A であるか否かを判断する判断手段とを有し、

15 乙 9' m 前記判断手段で受信した乱数 A が、前記要求した乱数 A であ
ると判断されたときに、前記非接触 I C カード 1 0 0 との間
で乱数 B を返信するなどの処理を行う

乙 9' n ことを特徴とするリーダ／ライタ 4 0 0

(2) 本件発明との対比について

20 ア 乙 9 発明

乙 9 発明のリーダ／ライタ 4 0 0 は、所定のレスポンス信号や乱数を非
接触で自動的に識別するシステムであるから、本件発明の「R F I D」を
構成するものであり、乙 9 j の「アンテナ 4 0 1 及び送受信回路 4 0 2」
はそのインターフェースであるといえる。

25 そうすると、乙 9 発明の「アンテナ 4 0 1 及び送受信回路 4 0 2」（乙
9 j ）、「所定のレスポンス信号を要求するポーリング信号」（乙 9 k ）、

「所定のレスポンス信号」(乙 9 k ないし乙 9 m) 及び「リーダ／ライタ 4 0 0」(乙 9 n) は、それぞれ、本件発明の「R F I D インターフェース」(構成要件 J)、「個別情報の発信要求」(構成要件 K)、「個別情報」(判断情報)(構成要件 K ないし M) 及び「受信装置」(構成要件 N) に相当する。

イ 乙 9' 発明

乙 9' 発明の「アンテナ 4 0 1 及び送受信回路 4 0 2」、「乱数 A を要求する乱数 a」、「乱数 A」及び「リーダ／ライタ 4 0 0」は、それぞれ、本件発明の「R F I D インターフェース」(構成要件 J)、「個別情報の発信要求」(構成要件 K)、「個別情報」(判断情報)(構成要件 K ないし M) 及び「受信装置」(構成要件 N) に相当することが明らかである。

(3) 一致点及び相違点について

本件発明と乙 9 発明及び乙 9' 発明とを対比すると、本件発明が、受信装置と送受信等を行うのが「携帯電話」であるのに対して、乙 9 発明及び乙 9' 発明では「非接触 I C カード 1 0 0」である点で両者は相違するが、前記(2)のとおり、その余の構成は一致する。

(4) 当業者は相違点に係る本件発明の構成を容易に想到できることについて

ア 周知技術

次の文献並びに乙 7 文献及び乙 1 2 文献の記載内容に照らすと、本件優先日当時において、受信装置に相当する機器が非接触 I C カードと非接触の送受信を行う従来技術に代えて、受信装置に相当する機器が携帯電話と非接触の送受信を行うものとするのが広く行われており、受信装置を携帯電話との間で送受信するための R F I D インターフェースを備えるものとするのが周知技術になっていることが明らかである。

(ア) 特開平 9 - 8 1 8 1 1 号公報 (平成 9 年 3 月 2 8 日公開。以下「乙

13文献」という。)

乙13文献には、ICカードと入場の可否を判断する機器が接触又は非接触（無線交信）により送受信を行う従来技術とともに、携帯電話に相当する携帯電話機と受信装置に相当する端末装置が無線で送受信を行う構成並びに受信装置に相当する端末装置が携帯電話との間で送受信するためのRFIDインターフェースに相当する近距離送受信制御部及び近距離アンテナを備える構成が開示されている。

(イ) 特開2001-52213号公報(平成13年2月23日公開。以下「乙14文献」という。)

乙14文献には、ICカードと自動改札機とが非接触（無線通信）により送受信を行う従来技術とともに、携帯電話に相当する携帯電話器と受信装置に相当する非接触式自動改札機が非接触で送受信を行う構成が開示されており、受信装置に相当する非接触式自動改札機が携帯電話との間で送受信するためのRFIDインターフェースに相当するトランスミッタ及びアンテナを備えることが開示されている。

(ウ) 実用新案登録第3064207号公報（平成12年1月7日公開。以下「乙15文献」という。)

乙15文献には、非接触型ICカードと改札システムとが非接触により送受信を行う従来技術が実質的に開示されるとともに、非接触型ICカードに代えて、非接触型ICチップを備えた携帯電話と受信装置に相当する改札口等のゲート側とがアンテナを介して非接触で送受信を行う構成が開示されており、受信装置に相当する改札口等のゲート側が携帯電話との間で送受信するためのRFIDインターフェースに相当するアンテナ等を備えることが実質的に開示されている。

イ 容易想到性

乙9文献に触れた当業者は、前記アの周知技術に動機付けられ、乙9発

明又は乙 9' 発明に当該周知技術を適用するか、乙 7、乙 1 2、乙 1 3、乙 1 4 又は乙 1 5 の各文献に開示された構成を適用することで、本件発明を容易に想到することができる。

(5) 小括

5 よって、当業者にとって、乙 9 発明又は乙 9' 発明に周知技術を組み合わせることにより、本件発明を発明することは容易であるといえ、本件発明は進歩性を欠いている。

(原告らの主張)

(1) 「請求項 4 記載の」との文言について

10 前記 8 (原告らの主張) (1) のとおり、「請求項 4 記載の」との文言は、本件発明の受信装置の構造及び機能を特定している。

したがって、請求項 4 による特定を度外視した被告の無効主張に理由はない。

(2) 「RFID インターフェース」について

15 被告は、乙 9 発明のリーダ／ライタ 4 0 0 は、所定のレスポンス信号や乱数を非接触で自動的に識別するシステムであるなどと主張するが、乙 9 文献には、乙 9 発明のリーダ／ライタ 4 0 0 が所定のレスポンス信号や乱数を非接触で「自動的に識別」するとの記載がない。

したがって、被告の主張は前提を誤るものであり、乙 9 発明及び乙 9' 発明は、「RFID インターフェース」の構成を有していない。

(3) 「個別情報」について

構成要件 K ないし M の「個別情報」とは、具体的には「カード情報」であるところ、乙 9 文献には、「レスポンス信号」は、乱数生成回路により生成される「認証用乱数 b」であり、使用する毎に常に変動する乱数であると記載されており、構成要件 K ないし M の「個別情報」とは明らかに異なっている。

したがって、乙 9 発明及び乙 9' 発明は、構成要件 K ないし M の「個別情報」の構成を有していない。

(4) 乙 9 発明又は乙 9' 発明と周知技術との組合せについて

5 乙 7、乙 1 2 ないし乙 1 5 各文献は、いずれも、「R F I D インターフェース」の構成を開示していない。

したがって、受信装置が携帯電話との間で送受信するための「R F I D インターフェース」を備えることが、本件優先日前に、周知技術となっていたとはいえない。

(5) 小括

10 以上によれば、本件発明には進歩性が欠如しているとの被告の主張に理由はない。

1 1 争点 2－7（乙 1 0 文献を主引用例とする進歩性欠如）について

（被告の主張）

15 本件発明は、次のとおり、乙 1 0 文献に記載された発明に基づき、本件優先日前に当業者が容易に発明をすることができたものであって、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができないものである。したがって、本件発明に係る本件特許は、特許無効審判により無効とされるべきものと認められ（同法 1 2 3 条 1 項 2 号）、特許法 1 0 4 条の 3 第 1 項により本件発明に係る本件特許権の行使は認められない。

20 (1) 乙 1 0 文献に記載された発明の認定について

ア 乙 1 0 文献には次の構成を有する発明（以下「乙 1 0 発明」という。）が記載されていると認められる（以下、乙 1 0 発明の構成を「乙 1 0 j」などという。）。

25 乙 1 0 j B 型カードとの間で送受信するための R F I D インターフェースを有し、

乙 1 0 k A T Q B を要求する R E Q B コマンドを前記 B 型カードに

発信する発信手段と、

乙 1 0 1 前記 B 型カードから受信した A T Q B を誤りなく受信した
か否かを判断する判断手段とを有し、

乙 1 0 m 前記判断手段で受信した A T Q B を誤りなく受信したと判
断されたときに、前記 B 型カードとの間で A T T R I B コマ
ンドを送信して活性状態にするなどの処理を行う

乙 1 0 n ことを特徴とするリーダ

イ 乙 1 0 文献には、次の構成を有する発明（以下「乙 1 0' 発明」とい
う。）も記載されている（以下、乙 1 0' 発明の構成を「乙 1 0' j」な
どという。）。

乙 1 0' j B 型カードとの間で送受信するための R F I D インターフ
ェースを有する

乙 1 0' n ことを特徴とするリーダ

(2) 本件発明との対比について

ア 乙 1 0 発明

乙 1 0 発明の「R F I D インターフェース」（乙 1 0 j）は、本件発明
の「R F I D インターフェース」（構成要件 J）に相当する。

また、仮に、本件発明の「判断手段」が、「受信した個別情報が要求し
た個別情報であるか否かを判断する」手段であると広く解釈するのであれ
ば、乙 1 0 発明の「A T Q B を要求する R E Q B コマンド」（乙 1 0 k）、
「A T Q B」（乙 1 0 k ないし乙 1 0 m）、「受信した A T Q B を誤りなく
受信したか否かを判断する判断手段」（乙 1 0 1）、「前記判断手段で受信
した A T Q B を誤りなく受信したと判断されたときに」（乙 1 0 m）及び
「リーダ」（乙 1 0 n）は、それぞれ、本件発明の「個別情報の発信要求」
（構成要件 K）、「個別情報」（判断情報）（構成要件 K ないし M）、「受信し
た個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段」（構成

要件L)、「前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した個別情報であると判断されたとき」(構成要件M)及び「受信装置」(構成要件N)に相当する。

イ 乙10' 発明

5 乙10' 発明の「RFIDインターフェース」(乙10' j)は、本件発明の「RFIDインターフェース」(構成要件J)に相当する。

また、乙10' 発明の「リーダ」(乙10' n)は、「受信装置」(構成要件N)に相当する。

(3) 一致点及び相違点について

10 本件発明と乙10発明及び乙10' 発明を対比すると、本件発明は受信装置と送受信等を行うのが「携帯電話」であるのに対して、乙10発明では「B型カード」である点で、両者は相違するが、その余の構成は一致する。

また、本件発明は受信装置と送受信等を行うのが「携帯電話」であるのに対して、乙10' 発明では「B型カード」である点及び構成要件KないしN
15 の構成を備えない点において、両者は相違するが、その余の構成は一致する。

(4) 当業者は相違点に係る本件発明の構成を容易に想到できることについて

乙10文献に触れた当業者は、前記10(被告の主張)(4)アの周知技術に動機付けられ、乙10発明又は乙10' 発明に当該周知技術を適用するか、乙7、乙12、乙13、乙14又は乙15の各文献に開示された構成
20 を適用することで、本件発明を容易に想到することができる。

(5) 小括

よって、当業者にとって、乙10発明又は乙10' 発明に周知技術を組み合わせることにより、本件発明を発明することは容易であるといえ、本件発明は進歩性を欠いている。
25

(原告らの主張)

(1) 「判断手段」について

被告は、乙 10 発明の、受信装置による受信した A T Q B を誤りなく受信したとの判断（乙 10 1）が、構成要件 L の「受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段」に相当すると主張する。

5 しかし、乙 10 文献には、上記判断の判断基準についての開示も示唆もないから、「判断手段」（構成要件 L）の構成を有しているとはいえない。

(2) 小括

 以上によれば、乙 10 発明に被告主張の周知技術を適用しても、本件発明と同一の構成に至ることはできないから、本件発明には進歩性が欠如しているとの被告の主張に理由はない。

10 1 2 争点 2－8（乙 16 文献又は乙 16 製品を主引用例とする進歩性欠如）について

 （被告の主張）

 本件発明は、次のとおり、乙 16 文献に記載された発明及び同発明と構成を一にする乙 16 製品により公然実施された発明に基づき、本件優先日前に当業者が容易に発明をすることができたものであって、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができないものである。したがって、本件発明に係る本件特許は、特許無効審判により無効とされるべきものと認められ（同法 123 条 1 項 2 号）、特許法 104 条の 3 第 1 項により本件発明に係る本件特許権の行使は認められない。

20 (1) 乙 16 文献に記載された発明の認定について

 ア 乙 16 文献には次の構成を有する発明（以下「乙 16 発明」という。）が記載されていると認められる（以下、乙 16 発明の構成を「乙 16 j」などという。）。

25 乙 16 j 非接触 I C カードとの間で送受信するための R F I D インターフェースを有し、

乙 1 6 k I D m (P M m) を要求する P o l l i n g コマンドを前記非接触 I C カードに発信する発信手段と、

乙 1 6 l 前記非接触 I C カードから受信した I D m (P M m) が要求した I D m (P M m) であるか否かを判断する判断手段とを有し、

乙 1 6 m 前記判断手段で受信した I D m (P M m) が、前記要求した I D m (P M m) であると判断されたときに、前記非接触 I C カードとの間で R e q u e s t S e r v i c e コマンド、A u t h e n t i c a t i o n 1 コマンドなどの処理を行う

乙 1 6 n ことを特徴とするリーダ／ライター

イ ソニーは、平成 1 2 年 1 0 月当時、乙 1 6 製品を発売していた。

そして、当業者であれば、乙 1 6 製品のカードとリーダ／ライターの送受信 (P o l l i n g コマンドや I D m (P M m) の送受信や、その後の処理の送受信) を傍受することで、リーダ／ライターが、非接触 I C カードとの間で送受信するための R F I D インターフェースを有し、所定のコマンドを送信して、非接触 I C カードが所定のデータを返信し、その後の処理が継続される構成を有していることを確認することは容易である。また、当業者であれば、非接触 I C カードが所定のデータを返信するタイミングで、当該所定のデータとは異なるデータを返信させたときのリーダ／ライターの反応から、同リーダ／ライターが、前記非接触 I C カードから受信した所定のデータが要求した所定のデータであるか否かを判断する判断手段とを有し、前記判断手段で受信した所定のデータが、前記要求した所定のデータであると判断されたときに、前記非接触 I C カードとの間で処理を行う構成を備えていると容易に確認できる。

以上によれば、次の構成を有する発明 (以下「乙 1 6 ′ 発明」という。) が、平成 1 2 年 1 0 月当時、乙 1 6 製品により公然と実施されていたと認

定できる（以下、乙１６' 発明の構成を「乙１６' j」などという。）。

乙１６' j 非接触ＩＣカードとの間で送受信するためのＲＦＩＤインターフェースを有し、

乙１６' k 所定のデータを要求する所定のコマンドを前記非接触Ｉ
５ Ｃカードに発信する発信手段と、

乙１６' l 前記非接触ＩＣカードから受信した所定のデータが要求
した所定のデータであるか否かを判断する判断手段とを有し、

乙１６' m 前記判断手段で受信した所定のデータが、前記要求した所
定のデータであると判断されたときに、前記非接触ＩＣカー
ドとの間で処理を行う
10

乙１６' n ことを特徴とするリーダ／ライタ

(2) 本件発明との対比について

ア 乙１６発明

乙１６発明の「ＲＦＩＤインターフェース」（乙１６ j）は、本件発明
15 の「ＲＦＩＤインターフェース」（構成要件 J）に相当する。

また、乙１６発明の「ＩＤｍ（PMm）を要求する P o l l i n g コマ
ンド」（乙１６ k）、「ＩＤｍ（PMm）」（乙１６ k ないし乙１６ m）及び
「リーダ／ライタ」（乙１６ n）は、それぞれ、本件発明の「個別情報の
発信要求」（構成要件 K）、「個別情報」（判断情報）（構成要件 K ないし M）、
20 「受信装置」（構成要件 N）に相当する。

イ 乙１６' 発明

乙１６' 発明の「ＲＦＩＤインターフェース」（乙１６' j）は、本件
発明の「ＲＦＩＤインターフェース」（構成要件 J）に相当する。

また、乙１６' 発明の「所定のデータを要求する所定のコマンド」（乙
25 １６' k）、「所定のデータ」（乙１６' k ないし乙１６' m）及び「リー
ダ／ライタ」（乙１６ n）は、それぞれ、本件発明の「個別情報の発信要

求」(構成要件K)、「個別情報」(判断情報)(構成要件KないしM)及び「受信装置」(構成要件N)に相当する。

(3) 一致点及び相違点について

5 本件発明と乙16発明及び乙16'発明を対比すると、本件発明は、受信装置と送受信等を行うのが「携帯電話」であるのに対して、乙16発明及び乙16'発明では「非接触ICカード」である点で、両者は相違するが、その余の構成は一致する。

(4) 当業者は相違点に係る本件発明の構成を容易に想到できることについて

10 乙16文献又は乙16'発明に触れた当業者は、前記10(被告の主張)(4)アの周知技術に動機付けられ、乙16発明又は乙16'発明に当該周知技術を適用するか、乙7、乙12、乙13、乙14又は乙15の各文献に開示された構成を適用することで、本件発明を容易に想到することができる。

15 (5) 小括

よって、当業者にとって、乙16発明及び乙16'発明に周知技術を組み合わせることにより、本件発明を発明することは容易であるといえ、本件発明は進歩性を欠いている。

(原告らの主張)

20 (1) 「請求項4記載の」との文言について

前記8(原告らの主張)(1)のとおり、「請求項4記載の」との文言は、本件発明の受信装置の構造及び機能を特定している。

したがって、請求項4による特定を度外視した被告の無効主張に理由はない。

25 (2) 乙16文献は本件優先日前に公知となったものではないこと

被告は、乙16文献が、本件優先日前に秘密保持義務なく公開されたこと

及び乙 1 6' 発明が本件優先日前に公然実施されたことの立証をしていない。

したがって、被告の、乙 1 6 発明又は乙 1 6' 発明に基づく進歩性欠如の主張には理由がない。

(3) 「判断手段」について

5 前記 8 (原告らの主張) (4) のとおり、構成要件 L の「受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段」は、要求した特定のデータと他のデータを比較して一致しているかどうかを判断する手段である必要がある。

10 被告は、乙 1 6 発明及び乙 1 6' 発明の、前記非接触 IC カードから受信した IDm (PMm) が要求した ID (PMm) であるか否かを判断する判断手段 (乙 1 6 1) が、構成要件 L の「受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段」に相当すると主張する。

15 しかし、乙 1 6 文献には、「リーダ／ライタはカードを捕捉する為に、Polling コマンドを常を送信する…。」、「カードは Polling コマンドへの応答として、カードの製造 ID (IDm) と製造パラメータ (PMm) をリーダ／ライタに返送します。」、「…リーダ／ライタは IDm を取得すると、…この IDm を使ってカードを特定します。…」と記載されており、Polling コマンドは、IC カードを特定するためのコマンドにすぎず、特定の IDm (PMm) (所定のデータ) の発信を要求するコマンドではない。
20

したがって、乙 1 6 発明及び乙 1 6' 発明のリーダ／ライタは、要求した特定のデータと他のデータを比較して一致しているかどうかを判断する手段ではないから、「判断手段」(構成要件 L) の構成を有しているとはいえない。

(4) 小括

25 以上によれば、乙 1 6 発明及び乙 1 6' 発明に被告主張の周知技術を適用しても、本件発明と同一の構成に至ることはできないから、本件発明には進

歩性が欠如しているとの被告の主張に理由はない。

1 3 争点 3（原告らの損害及び損害額）について

（原告モビリティの主張）

5 被告は、令和 4 年 3 月 3 1 日まで、被告各製品を譲渡し、少なくとも 2 3 4 億 2 5 9 9 万 7 0 0 0 円の売上を得ている。

そして、本件特許権の実施料率は 5 % と算定すべきである。

よって、特許法 1 0 2 条 3 項により、原告モビリティには、少なくとも 1 1 億 7 1 2 9 万円（1 万円未満切り捨て。）の損害が生じているといえる。

10 もっとも、本件においては、上記損害金の一部である 1 5 0 0 万円のみを請求する。

（原告モビリティ・エックスの主張）

被告は、令和 3 年 6 月 3 0 日まで、被告各製品を譲渡し、少なくとも 9 8 億 7 7 7 5 万 7 0 0 0 円の売上を得ている。

そして、本件特許権の実施料率は 5 % と算定すべきである。

15 よって、特許法 1 0 2 条 3 項により、原告モビリティ・エックスには、少なくとも 4 億 9 3 8 8 万円（1 万円未満切り捨て。）の損害が生じているといえる。

もっとも、本件においては、上記損害金の一部である 5 0 0 万円のみを請求する。

20 （被告の主張）

争う。

第 4 当裁判所の判断

1 本件明細書の記載事項等

(1) 本件明細書（甲 2）には、次のような記載がある（下記記載中に引用する
25 図 1 4 については別紙図面目録 1 を参照）。

ア 【技術分野】

【０００１】

本発明はＲＦＩＤインターフェースを利用した情報保護技術に関するものである。

【背景技術】

【０００２】

近年、市場には膨大な数の磁気カードが流通している。一例として、クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード、社員証や学生証、通行証、各種証明書発行用カード、図書館の貸出カード、入退室管理カードなどがあげられる。これらのカードは特定の目的ごとに提供されているため、場合によっては外出時に何枚ものカードを携行しなければならない。しかしながら、カードの枚数によっては非常にかさばる上に、必要なときに必要なカードをすぐに取り出しにくいなどの問題がある。

【０００７】

そこで、携帯電話、ＰＨＳ、携帯情報端末（ＰＤＡ）、ノートパソコンなどの携帯端末に多目的ＩＣカードを統合したり、複数のＩＣカードの機能を搭載したり、あるいは搭載可能な仕組み（ＩＣカードとしての機能を実行するためのソフトを所定のサーバ等にダウンロード可能な形態で提供し、そのソフトをダウンロードする、あるいはこのようなソフトが搭載された、カード用専用チップを装着する等）を用意するなどし、この端末に対してセキュリティ対策を施す方法が検討されている。ＩＣカードには大きく分けて接触型と非接触型の２種類があり、カードに記録されたデータを利用するには接触型の場合は専用の端末（以下、「リーダライタ」と呼ぶ）にカードを挿入しなければならないが、非接触型ではその必要がなく、リーダライタにかざすだけでよい。したがって、携帯端末をパスワードで保護し、端末にあらかじ

め記録されたパスワードと所有者が入力するパスワードとが一致した場合にのみ I C カードの機能を利用できるようにする方式が考えられる。しかしながら、このような方式ではカード機能を利用するたびに端末にパスワードを入力しなければならない煩わしさがあり、リーダライタにかざすだけでよいという非接触型 I C カードの利点が半減してしまう。また、パスワード自体は所有者個人を特定する手段にはならず、何らかの理由でパスワードが漏洩した場合に、悪意の拾得者が不正入手したパスワードを利用して端末にアクセスする可能性もある。

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

本発明は上記課題に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、個人情報や金銭的価値のある情報を統合して管理する場合に当該情報の第三者による不正使用を確実に防止するための情報保護システムを提供することにある。

イ 【課題を解決するための手段】

【0015】

…本発明の第2の形態によれば、前記携帯電話との間で送受信するための R F I D インターフェースを有し、個別情報の発信要求を前記携帯電話に発信する発信手段と、前記携帯電話から受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段とを有し、前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した個別情報であると判断されたときに、前記携帯電話との間で処理を行うことを特徴とする受信装置が得られる。

ウ 【発明の効果】

【0017】

以上詳細に説明したように、本発明では、携帯端末に定期券・クレジットカード・運転免許書などの個人情報を携帯端末に登録することが

できる。

【0018】

また、携帯端末に一意に割り振られる識別情報をもとに携帯端末の利用状況の履歴を取ることが確実に行われ悪用を防ぐことができる。

5

【0019】

さらに、携帯端末が悪意を持つ第3者に渡っても、対応するレッドバッジ（ICチップ）などがない限り悪用できない。

【0020】

また、これにより、利用した覚えのない料金を支払う必要がない。

10

【0021】

或いは、携帯端末に記憶されている個人データの流出を防ぐことが可能になる。

エ 【発明を実施するための最良の形態】

【0085】

15

第2の実施の形態では、携帯端末10に（ICカードで行われている）定期券・乗車券・クレジットカード・鍵などの機能を内蔵させる個別情報システムについて説明する。ここでは、クレジットカードなどカード機能を携帯端末10に内蔵させる場合を例に説明する。…

【0086】

20

他の実施の形態における個別情報

システム11は、図12に示すように、携帯端末10とRFIDインターフェースの送受信部20'（受信部）を組み込んだ受信装置60とで概略構成される。

【0087】

25

受信装置60は、送受信部20'と制御部40'が設けられ、携帯端末10から個別情報を読み取る機能を備えている。この受信装置60

に携帯端末 10 を近づけて個別情報を読み取るようにするため、送受信部 20' には、近接型を使用することが好ましい。

【0088】

携帯端末 10 は、図 13 に示すように、メモリ 30 上のデータ格納部 34 に個別情報 340 を記憶する。ここでは、個別情報 340 としてカード情報を記憶している例について説明する。

【0089】

個別情報 340 には、複数のカード情報（例えば、図 13 の A、B、C）を記憶することも可能でその中から利用するカードを選択する機能を備える。さらに、カードに応じたアプリケーションプログラム 33 を複数用意し、各カードに応じた機能を持たせることが可能である。

【0090】

以下、個別情報 340 をカード情報と置き換えて説明する。

【0091】

次に、本実施の形態の動作を図 14 のフローチャートに従って説明する。

【0092】

携帯端末 10 で、利用するカードを選択して（S120）、携帯端末 10 を受信装置 60 に近づける。受信装置 60 では、例えば、受信装置 60 に設けられている読み取りスイッチの押下によって、カード情報 340 の読み取り指示を受け取ると、読み取りコマンドを送受信部 20 に送る（S220）。そこで、送受信部 20 から指定されているカードのカード情報 340（個別情報）の発信要求（パワーパルスなど）を携帯端末 10 に発信する（S221）。

【0093】

携帯端末 10 では、カード情報 340 の発信要求を受け取ると選択さ

れているカード情報 3 4 0 を発信する (S 1 2 2)。受信装置 6 0 では、受信したカード情報 3 4 0 が、要求したカード情報であれば処理を続行するが (S 2 2 4)、要求したカード情報でない場合はエラー終了する (S 2 2 5)。

5

【0 0 9 4】

本実施の形態では、携帯端末 1 0 にカード機能を持たせる場合について説明したが、定期券や乗車券の機能を持たせることも可能である。この場合には、受信装置 6 0 の送受信部 2 0 には、多少離れた位置から読み取り可能なように近接型を利用することが好ましい。

10

【0 0 9 5】

また、携帯端末 1 0 に鍵の機能を持たせることも可能である。この場合には、受信装置 6 0 の送受信部 2 0 には、やや離れた位置から読み取り可能なように近傍型または近接型を利用することが好ましい。

【0 0 9 6】

15

また、電子マネー・クレジットカード・会員権・診察券・健康保健所・身分証明書・アミューズメント施設のチケット類の機能を持たせることも可能である。

【0 0 9 7】

20

さらに、個別情報 3 4 0 は、携帯端末 1 0 の固体それぞれを識別する識別情報を利用することもできる。

(2) 前記(1)の記載事項によれば、本件明細書には、本件発明に関し、次のような開示があることが認められる。

25

ア 近年、クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード等の膨大な数の磁気カードが市場に流通しているところ、これらのカードは特定の目的ごとに提供されているため、場合によっては外出時に何枚ものカードを携行しなければならず、カードの枚数によっては非常にかさばる上

に、必要なときに必要なカードをすぐに取り出しにくいなどの問題がある
（【０００２】）。そこで、携帯電話などの携帯端末に多目的ＩＣカードを
統合するなどし、この端末に対してセキュリティ対策を施す方法が検討さ
れており、ＩＣカードのうちの非接触型では、リーダライタにかざすだけ
5 でよいことから、携帯端末をパスワードで保護し、端末にあらかじめ記録
されたパスワードと所有者が入力するパスワードとが一致した場合にのみ
ＩＣカードの機能を利用できるようにする方式が考えられるが、このよう
な方式では、カード機能を利用するたびに端末にパスワードを入力しなけ
ればならない煩わしさがあり、リーダライタにかざすだけでよいという非
10 接触型ＩＣカードの利点が半減してしまい、また、パスワード自体は所有
者個人を特定する手段にはならず、何らかの理由でパスワードが漏洩した
場合に、悪意の拾得者が不正入手したパスワードを利用して端末にアクセ
スする可能性もあるといった課題があった（【０００７】）。

イ 「本発明」は、前記アの課題に鑑み、個人情報や金銭的価値のある情報
15 を統合して管理する場合に当該情報の第三者による不正使用を確実に防止
するための情報保護システムを提供することを目的として、携帯電話との
間で送受信するためのＲＦＩＤインターフェースを有し、個別情報の発信
要求を同携帯電話に発信する発信手段と、同携帯電話から受信した個別情
報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段とを有し、同判断
20 手段で受信した判断情報が要求した個別情報であると判断されたときに、
同携帯電話との間で処理を行うことを特徴とする受信装置を提供するもの
である（【０００９】、【００１５】）。「本発明」では、携帯端末に定期券・
クレジットカード・運転免許書などの個人情報を携帯端末に登録すること
ができる、また、携帯端末に一意に割り振られる識別情報をもとに携帯端
25 末の利用状況の履歴を取ることが確実に行われ悪用を防ぐことができる、
さらに、携帯端末が悪意を持つ第三者に渡っても、対応するレッドバッジ

(ＩＣチップ) などが無い限り悪用できない、これにより、利用した覚えのない料金を支払う必要がない、あるいは、携帯端末に記憶されている個人データの流出を防ぐことが可能になるといった効果を奏する。(【００１７】ないし【００２１】)。

5 2 争点２－５（乙１２文献を主引用例とする新規性又は進歩性欠如）について
 本件の事案に鑑み、争点２－５から判断する。

(1) 乙１２文献の記載事項について

 ア 乙１２文献には、次のような記載がある（下記記載中に引用する図１、
 図２、図３及び図８については別紙図面目録２を参照）。

10 (ア) 【０００１】

 【発明の属する技術分野】 本発明は、鉄道分野等に広く普及している
 自動改札に関し、特に自動改札通過時のチケットの処理を非接触で行
 う自動改札システムに関する。

(イ) 【発明の実施の形態】 …

15 【００１６】 図１は本発明に係る自動改札システムの一実施形態の構
 成を示すブロック図である。

 【００１７】 この実施形態の自動改札システム１は、携帯通信端末１
 １と、自動改札機１３と、基地局１５と、電話回線網１７と、チケッ
 トセンター１９とから構成されている。

20 【００１９】 …携帯通信端末１１は、ダウンロードされたチケットデ
 ータを、自動改札機１３から送信要求された場合には、その要求に従
 ってこのデータを出力するようになっている。

 【００２０】 この携帯通信端末１１は、図２に示すように、…自動改
 札を通過する際のチケットデータを記憶するチケットデータ記憶部１
25 １３、チケットデータをダウンロードする際の発行依頼の電話番号
 （後述する）を基地局１５に無線で送信し、この発行依頼により発行

されたチケットセンター 1 9 からのチケットデータを基地局 1 5 から無線で受信する対基地局無線送受信部 1 4、自動改札機 1 3 と無線で送受信を行う対自動改札無線送受信部 1 1 5、…で構成されている。

【0 0 2 2】自動改札機 1 3 は、携帯通信端末 1 1 から受信したチケットデータに基づき、改札扉の開閉を行うものであって、図 3 に示すように、各構成部分を制御する制御部 1 3 1、携帯通信端末 1 1 に記憶されているチケットデータの送信要求を送信するとともに、チケットデータを受信する無線送受信部 1 3 2、チケットデータの検査を行わずに改札口を通過しようとする利用者を検知する人間検知センサ 1 3 3、制御部 1 3 1 の指示に基づき、改札扉を開閉して利用者の改札口からの通過を制御する通過制御部 1 3 4 および使用済みチケットの通し番号を記憶するチケットデータベース 1 3 5 から構成されている。

【0 0 2 3】この通し番号は、チケットデータごとに異なる番号が割り振りされており、このデータベース 1 3 5 に登録されているものと同じ通し番号を有するチケットデータは不正チケットと見なされる。

【0 0 3 6】この実施形態の受動改札システムに使用されるチケットデータには、…暗号化されたチケット種別および通し番号を有している。…

【0 0 5 6】…入場時の通信手順について自動改札機 1 3 は、利用者がいようといまいと関係なしに、携帯通信端末に対するチケットデータ送信要求を常時定期的に送信している（図 8 中の①、②、③、④参照）。

【0 0 5 7】利用者が自動改札機 1 3 に近づき、携帯通信端末 1 1 を自動改札機 1 3 にかざすと、携帯通信端末 1 3 は、自動改札機 1 3 からのチケットデータ送信要求を受信し、チケットデータを自動改札機 1 3 に送信する（図 8 中の⑤参照）。

【0059】自動改札機13は、携帯通信端末11からチケットデータを受信すると、このデータを解読し、改札機を通過できる種類のチケットであるか否かを判定するとともに、使用済みチケットデータベース135を検索して同じ通し番号を有するチケットが既に使われているか否かを判定する。

【0060】自動改札機13は、チケットデータの正当性が確認できた場合には、通し番号がそのままで、チケット種別…を確認済みの種別に更新した新しいチケットデータを作成し、これを暗号化して「確認済みチケットデータ」として携帯通信端末11に送信するとともに（図8中の⑥参照）、このチケットデータの通し番号を使用済みチケットデータベース135に登録する。

【0061】携帯通信端末11は、「確認済みチケットデータ」を受信すると、旧チケットデータを破棄し、この「確認済みチケットデータ」をチケットデータ記憶部113に記憶するとともに、チケットデータを更新完了した旨を自動改札機13に送信する（図8中の⑦参照）。

【0062】自動改札機13は、携帯通信端末11からチケットデータを更新完了した旨を受信すると、再び携帯通信端末11に対してチケットデータ送信要求を送信する（図8中の⑧参照）。

【0063】携帯通信端末11は、すると、既に更新されたチケットデータを自動改札機13に出力する（図8中の⑨参照）。

【0064】自動改札機13は、携帯通信端末11から更新されたチケットデータを受信すると、上述したようにして再びこのチケットデータの正当性をチェックし、チェックした結果、チケットデータが正しければ、利用者の通行を許可する。

イ 前記アの記載事項によれば、前記第3の9（被告の主張）(1)アのとおり

り、乙１２文献には乙１２ j ないし乙１２ n の構成を有する乙１２ 発明が記載されていると認められる。

ウ 乙１２の各構成が本件発明の構成要件 J ないし M の構成にそれぞれ相当するか否かを検討する前提として、構成要件 J の「請求項 4 記載の携帯電話との間で送受信するための」との記載の性質について検討する。

原告らは、構成要件 J の「請求項 4 記載の携帯電話との間で送受信するための」との記載は、本件発明の受信装置の構造及び機能を特定しているから、請求項 1 ないし 4 の解釈を踏まえて請求項 5 に係る本件発明の構成を認定すべきであると主張するものと解される。

そこで検討すると、本件特許の特許請求の範囲及び本件明細書の各記載によれば、本件発明は、受信装置が、携帯電話との間で送受信するための R F I D インターフェースを介して同携帯電話に対して個別情報の発信要求をし、これに対し、同携帯電話が、要求された個別情報を送信し、受信装置が、同携帯電話から受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断し、受信した判断情報が前記要求した個別情報であると判断されたときに、前記携帯電話との間で処理を行うという、二つ以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明に対し、それに組み合わされる受信装置の発明すなわちサブコンビネーション発明であって、本件発明に係る特許請求の範囲の請求項 5 には、受信装置とは別の他の装置すなわち他のサブコンビネーションである携帯電話に関する事項が記載されているものと理解できる。

そして、サブコンビネーション発明においては、特許請求の範囲の請求項中に記載された他の装置に関する事項が、形状、構造、構成要素、組成、作用、機能、性質、特性、行為又は動作、用途等の観点から当該請求項に係る発明の特定にどのような意味を有するかを把握し、発明の技術的範囲を画する必要があるところ、他の装置に関する事項が、当該他の装置のみ

を特定する事項であって、当該請求項に係る発明の構造、機能等を何ら特定していない場合には、他の装置に関する事項は当該請求項に係る発明を特定するために意味を有しないといえる。

5 本件特許の特許請求の範囲において、構成要件 J の「RFID インターフェースを有し、」との記載は、受信装置が「RFID インターフェースを有し」ていることを、構成要件 K の記載は、受信装置が「個別情報の発信要求を前記携帯電話に発信する発信手段」を有していることを、構成要件 L の記載は、受信装置が「前記携帯電話から受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段」を有していることを、構成要件 M の記載は、受信装置が「前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した個別情報であると判断されたときに、前記携帯電話との間で処理を行う」ことを、それぞれ特定していると認められるのに対し、構成要件 J の「請求項 4 記載の携帯電話との間で送受信するための」との記載は、上記の構造、機能等を有する受信装置と送受信をする携帯電話の構造、機能等を請求項 4 記載の構成に限定するものにすぎず、受信装置の構造、機能等自体を何ら特定していないから、「請求項 4 記載の携帯電話」との記載は、受信装置に係る発明を特定するために意味を有するものであると認めることはできない。

15 以上によれば、上記の「請求項 4 記載の携帯電話との間で送受信するための」を除外して請求項 5 に係る本件発明の要旨を認定することが相当であるというべきであって、原告らの上記主張を採用することはできない。

エ 乙 1 2 発明と本件発明の構成の対比

(ア) 構成要件 J について

25 a 本件明細書には、「RFID」の意義について、無線通信に用いられる「非接触自動識別システム (RFID: Radio Frequency Identification)」(【0025】) と記載

されていること、一般的な意義として、「RFID」とは、「ICタグに同じ。RF信号を用いてID情報をやりとりすることからの名称。」とされ、「RF」とは、「無線周波数。無線通信や放送に使われる高い周波数のこと。」と解されていること（広辞苑第7版）に加え、技術常識に照らせば、「ID」とは、対象の識別に係る情報であると認められること（弁論の全趣旨）に照らすと、本件発明の「RFIDインターフェース」とは、無線を介して対象の識別に係る情報を送信又は受信するためのインターフェースであると解するのが相当である。

そして、乙12文献の「この通し番号は、チケットデータごとに異なる番号が割振りされており、このデータベース135に登録されているものと同じ通し番号を有するチケットデータは不正チケットと見なされる。」（【0023】）、「この実施形態の受動改札システムに使用されるチケットデータには、…暗号化されたチケット種別および通し番号を有している。…」（【0036】）、「…携帯通信端末13は、自動改札機13からのチケットデータ送信要求を受信し、チケットデータを自動改札機13に送信する。」（なお、「携帯通信端末13」は「携帯通信端末11」の誤記であると認められる。以下同じ。）（【0057】）及び「自動改札機13は、携帯通信端末11からチケットデータを受信すると、このデータを解読し、改札機を通過できる種類のチケットであるか否かを判定するとともに、使用済みチケットデータベース135を検索して同じ通し番号を有するチケットが既に使われているか否かを判定する。」（【0059】）との記載によると、乙12発明において、乙12k、乙12l及び乙12mの「チケットデータ」に割り振られた「通し番号」及び「チケット種別」は、チケットを識別するための情報として用いられるものであると理解できる。

そうすると、乙 1 2 発明の「自動改札機 1 3」が備える「無線送受信部 1 3 2」は、無線を介してチケットを識別するための情報を取得するインターフェースであるといえるから、構成要件 J の「R F I D インターフェース」に相当する。

5 b 原告らは、「R F I D インターフェース」は、単なる「無線通信」とは異なるものであり、乙 1 2 発明の携帯通信端末 1 1 と自動改札機 1 3 は、携帯電話と基地局との間の当時における一般的な通信方式を使用するものにすぎないから、「R F I D インターフェース」に相当しないと主張する。

10 しかし、前記 a のとおり、本件発明の「R F I D インターフェース」は、無線を介して対象の識別に係る情報を取得するためのものであって、本件特許の特許請求の範囲及び本件明細書にも、「R F I D インターフェース」に関し、無線の通信方式を特定の方式に限定したものであることをうかがわせる記載はない。

15 また、「R F I D インターフェース」の文言が、無線の通信方式を特定の方式に限定したものでないことは、本件明細書の「R F I D にはさまざまな変調方式や周波数、通信プロトコルを利用したものがあるが、本発明は特定の方式に限定されるものではなく、どのような方式を利用してもよい。」（【0 0 2 7】）との記載からも明らかである。

20 したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(イ) 構成要件 K について

25 構成要件 K の「個別情報」の意義は、本件特許の特許請求の範囲の記載からは明らかではないところ、本件明細書の「…携帯端末 1 0 に（I C カードで行われている）定期券・乗車券・クレジットカード・鍵などの機能を内蔵させる個別情報システムについて説明する。ここでは、クレジットカードなどカード機能を携帯端末 1 0 に内蔵させる場合を例に

説明する。」(【0085】)、「個別情報340には、複数のカード情報…
を記憶することも可能で…」(【0089】)、「本実施の形態では、携帯
端末10にカード機能を持たせる場合について説明したが、定期券や乗
車券の機能を持たせることも可能である。」(【0094】)及び「また、
5 電子マネー・クレジットカード・会員権・診察券・健康保健所・身分証
明書・アミューズメント施設のチケット類の機能を持たせることも可能
である。」(【0096】)との記載に照らせば、「個別情報」とは、定期
券・乗車券・クレジットカード・鍵などの機能に関する個別の情報であ
ると理解することができる。

10 一方、乙12文献の「…携帯通信端末13は、自動改札機13からの
チケットデータ送信要求を受信し、チケットデータを自動改札機13に
送信する。」(【0057】)及び「自動改札機13は、携帯通信端末11
からチケットデータを受信すると、このデータを解読し、改札機を通過
できる種類のチケットであるか否かを判定するとともに、使用済みチケ
15 ットデータベース135を検索して同じ通し番号を有するチケットが既
に使われているか否かを判定する。」(【0059】)との記載に照らすと、
乙12発明において、乙12kの「チケットデータ」は、個別の乗車券
として機能するための情報であるといえ、「個別情報」(構成要件K)に
相当する。

20 (ウ) 構成要件Lについて

a 前記(イ)で説示したとおり、本件発明の「チケットデータ」は、個
別の乗車券として機能するための情報であるから、「個別情報」に相
当する。

25 また、乙12文献の「自動改札機13は、携帯通信端末11からチ
ケットデータを受信すると、このデータを解読し、改札機を通過でき
る種類のチケットであるか否かを判定するとともに、使用済みチケッ

トデータベース 135 を検索して同じ通し番号を有するチケットが既に使われているか否かを判定する。」(【0059】)との記載に照らすと、乙 12 発明において、自動改札機 13 は、携帯通信端末 11 から送信されたチケットデータが正当性のあるものであるか、すなわち、改札機を通過できる種類のチケットであるか否か及び使用済みチケットデータベース 135 を検索して同じ通し番号を有するチケットが既に使われているか否かを判定するものであると理解できるから、「…受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段」(構成要件 L)に相当する。

b 原告らは、構成要件 L の「…受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段」は、特定の利用者の 1 つのチケットデータの発信を要求し、受信したチケットデータが要求した特定の 1 つのチケットデータであるか否かを判断するものであるところ、乙 12 発明の「自動改札機 13」は、特定の利用者の特定の 1 つのチケットデータの発信を要求するものではなく、また、受信したチケットデータが要求した特定の 1 つのチケットデータであるか否かを判断する判断手段ではないから、「…受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段」に相当するものではないと主張する。

しかし、本件特許の特許請求の範囲において、「要求した個別情報」が「特定の利用者の 1 つのチケットデータ」であるとの限定はされておらず、また、本件明細書においても、「受信装置」が受信した「個別情報」が、特定の利用者の特定の 1 つのチケットデータに限られることをうかがわせる記載はない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(エ) 構成要件 M について

前記(イ)及び(ウ)の説示を前提とすると、乙12発明の「自動改札機13」は、「前記判断手段で受信した判断情報」(構成要件M)である「チケットデータ」が、「前記要求した個別情報」(構成要件M)である「正当性のあるチケットデータ」であると判断されたときに、「前記携帯通信端末11との間で「確認済みチケットデータ」を送信するなどの処理を行う」ものであるから、その構成は、「前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した個別情報であると判断されたときに、前記携帯電話との間で処理を行う」(構成要件M)構成に相当する。

(オ) 構成要件Nについて

前記(ウ)で説示したとおり、乙12発明の「自動改札機13」は、「チケットデータ」を受信する受信装置であるといえるから、「受信装置」(構成要件N)に相当する。

(2) 小括

以上によれば、本件発明は、乙12発明と同一の構成を有しているから、新規性を欠いており、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められ、原告らは被告に対してその権利を行使することができない(特許法104条の3第1項、123条1項2号、29条1項3号)。

第5 結論

以上の次第で、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第29部

裁判長裁判官

國 分 隆 文

裁判官

5

間 明 宏 充

裁判官

10

バ ヒ ス バ ラ ン 薫

(別紙)

被告製品目録

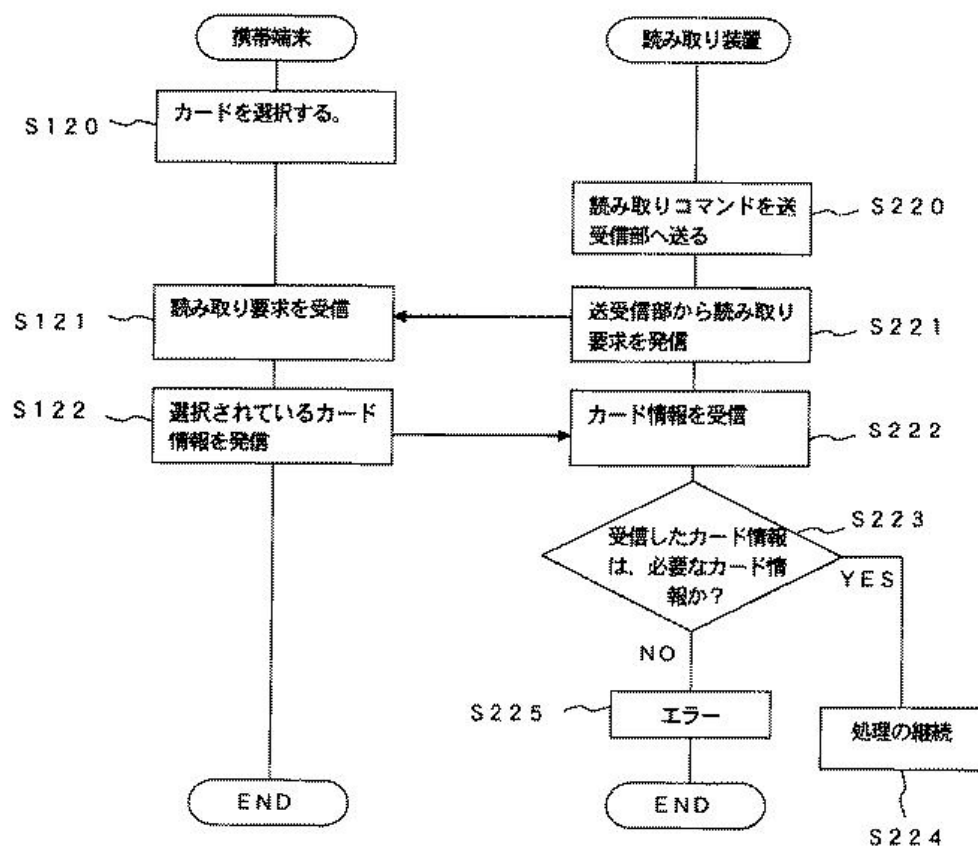
- 1 被告がCASTLES TECHNOLOGY社から購入したVEGA3000に、被告がカスタマイズしたアプリ（クレジットアプリ、決済アプリ）等を搭載した製品及びクレジット決済時に使用される、CARD CREW PLUS
- 2 上記1の製品をカスタマイズした製品

以上

(別紙)

図面目録 1

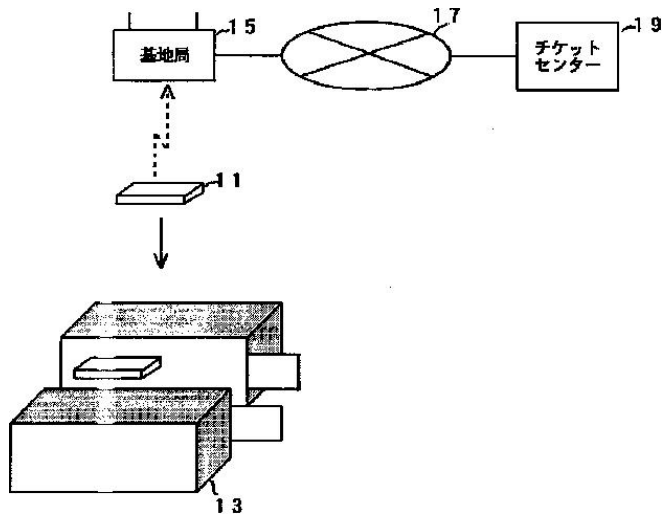
図 1 4



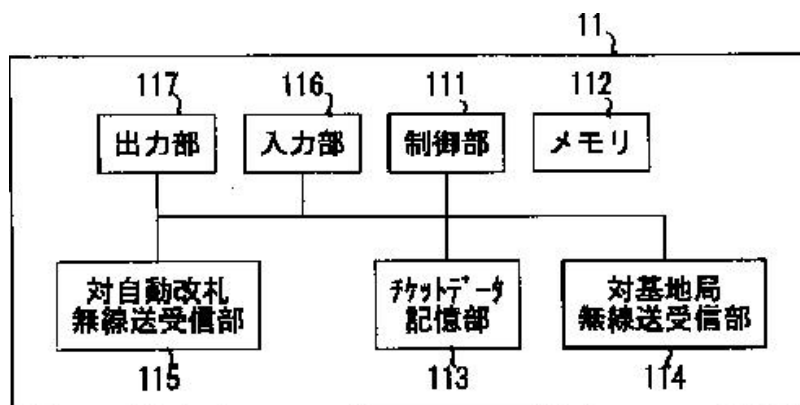
(別紙)

図面目録 2

1 図 1



2 図 2



3 図 3

